神戸女子大学学位規程

（目 的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）の規定に基づき、神戸女子大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の授与要件）

第２条　本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

２　本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

３　前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与する。

（専攻分野の名称）

第３条　学士の学位を授与するに当たっては、別表第１に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

２　修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第２に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位授与の申請）

第４条　大学院の学生が学位の授与を申請する場合は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出するものとする。

(1) 修士の学位授与の申請にあっては、修士論文（神戸女子大学大学院学則第 22 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）および論文等の要旨

(2) 博士の学位授与の申請にあっては、学位論文審査願、博士論文、論文の要旨、履歴書及び研究業績書

２　第２条第３項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位論文審査願に前項に規定する博士論文等及び学位論文審査手数料 80,000 円を添えて学長に提出するものとする。

３　学位論文は１編とし、修士論文は３部、博士論文は３部提出するものとする。なお、参考として他の論文を添付することができる。

４　審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

５　受理した学位論文及び審査手数料は、返還しない。

（学位論文の審査）

第５条　学長は、前条の規定により学位授与の申請があったときは、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に受理の可否を付託し、可とされた場合は、その審査を付託しなければならない。

（審査委員会）

第６条　研究科委員会は、前条に規定する審査を付託されたときは、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けるものとする。

2　審査委員会は、当該研究科委員会で選出された教員３名以上で構成するものとする。ただし、必要があるときは、研究科長は他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。この場合、研究科長は研究科委員会の意見を聴くことができる。

3　審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を行う。

4　試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連ある科目について筆記試験又は口頭試験により行う。

5　前項に規定する口頭試験は、原則として公開とする。

第７条　（削除）

（学力の確認）

第８条　第２条第３項に規定する大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、筆記試験又は口頭試験により行うものとする。

2　大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから３年以内に論文提出による学位の審査を申請した時は、学力の確認を免除することができる。

（審査期間）

第９条　第２条第２項に規定する者の博士論文の審査及び試験は、原則として学生の在学期間中に終了しなければならない。

2　第２条第３項に規定する者の博士論文の審査及び学力の確認は、学位授与の申請を受理した日から１年以内に終了しなければならない。

（審査の結果の報告）

第10条　審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を終了したときは、次に掲げる書類に学位を授与できるか否かの意見を添え、直ちに研究科委員会に報告しなければならない。

(1) 修士の学位にあっては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果

(2) 博士の学位にあっては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果又は学力の確認の要旨

（学位授与の決議）

第11条　研究科委員会は、前条に規定する報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、議決しなければならない。

2　前項の議決は、委員の３分の２以上の出席を必要とする。

3　学位の授与を決議するときは、出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。

4　研究科委員会が第１項の決議をしたときは、研究科長は、決議の結果を意見として学長に述べなければならない。この場合、文書をもって意見を述べるものとする。

（学位の授与）

第12条　学長は、研究科長の意見を聴き、学位記を授与する。

2　学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（学位授与の報告）

第13条　学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から３か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（博士論文の要旨の公表）

第14条　学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から３か月以内にその博士論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならな

い。

（博士論文の公表）

第15条　博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から１年以内に本学の協力を得てその博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、本学の承認を得て、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。

３　学位を授与された後に、博士論文を公表する場合には、神戸女子大学において審査を受けた博士論文であることを明記しなければならない。

（学位の名称）

第16条　本学の修士又は博士の学位を授与された者が、修士又は博士の学位の名称を用いるときは、「神戸女子大学」と付記するものとする。

（学位の取消し）

第17条　本学において修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科委員会の意見を聴き、修士又は博士の学位を取消すものとする。

(1) 不正の方法によって修士又は博士の学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) その名誉を汚す行為があったとき。

（学位記の様式）

第18条　学位記の様式は、別記様式第１号から別記様式第５号までとする。

（改 廃）

第19条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会及び研究科委員会の意見を聴くことができる。

別表第１（第３条第１項関係）

学士の学位に付記する専攻分野

学部名	学科・課程	専攻分野の名称
文学部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	国際教養学科	国際教養学
	史学科	歴史学
教育学部	教育学科	教育学
健康福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学
	健康スポーツ栄養学科	栄養学
家政学部	家政学科	家政学
	管理栄養士養成課程	栄養学
看護学部	看護学科	看護学
心理学部	心理学科	心理学

別表第２（第３条第２項関係）

修士及び博士の学位に付記する専攻分野

研究科名	専攻	専攻分野の名称	
		修士	博士
家政学研究科	食物栄養学専攻	食物栄養学	食物栄養学
	生活造形学専攻	生活造形学	生活造形学
文学研究科	日本文学専攻	日本文学	日本文学
	英文学専攻	英文学	英文学
	日本史学専攻	日本史学	日本史学
	教育学専攻	教育学	教育学
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	健康栄養学	－
看護学研究科	看護学専攻	看護学	看護学
心理学研究科	心理学専攻	心理学	－

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。（博士課程新設に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 9 月 16 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。ただし、別表第２の表中「英文学専攻」「博士課程」欄の「英文学」については、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項については、平成 4 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。（社会福祉学科設置に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。（別記様式第１（学士の学位記）変更に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 23 日から施行する。

別記様式第2（博士前期課程修了の学位記）

別記様式第3（博士後期課程修了の学位記）

別記様式第4（博士の学位記）の変更に伴う改正

附 則

第１条　この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第２条　この規程の施行日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第１の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学科・専攻・課程		専攻分野の名称
文 学 部	文学科	国文学専攻	国　文　学
		英文学専攻	英　文　学
	史　　学　　科		歴　史　学
	教　育　学　科		教　育　学
	社 会 福 祉 学 科		社会福祉学
家政学部	家　政　学　科		家　政　学
	管理栄養士養成課程		栄　養　学

附 則

第１条　この規程は、平成21年4月1日から施行する。

第２条　この規程の施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第１の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部　名	学　科　・　課　程	専攻分野の名称
文　学　部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	神戸国際教養学科	国際教養学
	史　　学　　科	歴　　史　　学
	教　育　学　科	教　　育　　学
健康福祉学部	健 康 福 祉 学 科	社 会 福 祉 学
家 政 学 部	家　政　学　科	家　　政　　学
	管理栄養士養成課程	栄　　養　　学

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 2（健康栄養学研究科の設置に伴う改正）

別記様式第 5（(修士課程修了の学位記）の追加）

附 則

第１条　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第１（神戸国際教養学科の名称変更に伴う改正）

第２条　神戸国際教養学科は、改正後の第３条に定める別表第１に掲げる学科・課程にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該学科に在籍した者が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとし、従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第２（看護学研究科設置に伴う改正）

附 則

第１条　この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第１（心理学部設置に伴う改正）

第２条　この規程の施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第１の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部　名	学　科　・　課　程	専攻分野の名称
文　学　部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	国際教養学科	国際教養学
	史　学　科	歴　史　学
	教　育　学　科	教　育　学
健康福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学
	健康スポーツ栄養学科	栄　養　学
家政学部	家　政　学　科	家　政　学
	管理栄養士養成課程	栄　養　学
看護学部	看　護　学　科	看　護　学

附 則

第１条　この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第１（教育学部設置に伴う改正）

第２条　この規程の施行前から本学に在籍する学生及びこれに準ずる学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第１の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部　名	学　科　・　課　程	専攻分野の名称
文　学　部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	国際教養学科	国際教養学
	史　学　科	歴　史　学
	教　育　学　科	教　育　学

学　部　名	学　科　・　課　程	専攻分野の名称
健康福祉学部	社 会 福 祉 学 科	社 会 福 祉 学
	健康スポーツ栄養学科	栄　養　学
家 政 学 部	家　政　学　科	家　政　学
	管理栄養士養成課程	栄　養　学
看 護 学 部	看　護　学　科	看　護　学
心 理 学 部	心　理　学　科	心　理　学

附　則

この規程は、令和８ 年４ 月１ 日から施行する。

別表第２（心理学研究科設置に伴う改正）

別記様式第１（学士の学位記）

学位記

氏名

年月日生

本学○○学部○○学科所定の課程を修め
本学を卒業したので学士（○○）の学位を
授与する

年月日

神戸女子大学長 ㊞

第

号

別記様式第２（博士前期課程修了の学位記）

学位記

氏名

年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程
において所定の単位を修得し学位論文の審査
及び最終試験に合格したので修士（○○）の
学位を授与する

年月日

神戸女子大学長 ㊞

第

号

別記様式第３（博士後期課程修了の学位記）

学位記

氏名　　年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する

論文題目

年月日

神戸女子大学長　㊞

第　　号

別記様式第４（博士の学位記　論文博士）

学位記

氏名　　年月日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

論文題目

年月日

神戸女子大学長　㊞

第　　号

別記様式第５（修士課程修了の学位記）

学位記

氏名

年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（○○）の学位を授与する

年月日

神戸女子大学長 ㊞

第　　号

神戸女子大学履修規程

（目　的）

第１条　本学における授業科目の履修は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）及びこの規程に定めるところによる。

（授業科目）

第２条　本学における授業科目は、学則第 20 条及び第 21 条に定められたものとする。

（単位の計算方法）

第３条　授業科目の単位は、学則第 22 条の規定に基づき計算するものとする。

２　講義及び演習については、15 時間の授業をもって１単位とする。ただし、演習については、教育上必要があると認める場合には、30 時間の授業をもって１単位とすることができる。

３　実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって１単位とする。ただし、教育上必要があると認める場合には、45 時間の授業をもって１単位とすることができる。また、これによらない授業科目とその単位の計算方法については、別表第１に定めるとおりとする。

４　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって１単位とし、別表第２に定めるとおりとする。

５　単位数を計算する際の授業時間数は、実時間 45 分を１時間とみなして計算する。

（授業科目の履修）

第４条　学生は、履修しようとする授業科目を、学則第 23 条の定めるところにより、所定の手続きに従い届け出なければならない。

２　既に単位を修得した授業科目を、再び履修することはできない。

３　授業科目によっては、受講者数を制限することがある。また、受講者数が著しく少ない場合、その授業科目によっては不開講となることがある。なお、不開講科目の指定については別に定める。

（履修登録単位数の上限）

第５条　１年間に登録できる単位数の上限は、各学科の定めるところによる。

（欠席の取扱）

第５条の２　学生は前条により履修の届出を行った授業科目に出席しなければならない。

２　病気又はその他やむを得ない事由により授業科目を欠席するときは、所定の手続きに従い届け出なければならない。

３　次の各号の一に該当する事由により授業科目を欠席する場合は、これを欠席として扱わない。

(1) 忌引として別に定める日数

(2) 学校保健安全法第 19 条に定める出席停止又はこれに類する措置を大学が指示した場合

(3) 特別な事情により大学が出席不能と判断した場合

（履修の取消）

第６条　他の学生に迷惑の及ぶ行為のあった場合、その他履修に支障があると判断した場合は、当該授業科目の履修を取り消すことがある。

（単位の認定）

第７条　学則第 26 条に基づき、単位修得の認定は筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に行って評価した最終評価による。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、評価を受けることができない。

（1）評価を受ける科目の履修登録をしていない者

（2）授業出席回数が、授業回数の３分の２未満で、教員から無資格の判定があった者

（3）授業料その他の学納金未納の者

（成績評価の基準）

第８条　成績の評価は、次の基準によるものとし、学則第 29 条の規定により「可」以上の評価に単位を与えるものとする。

（平成 20 年度以前入学生）

評点の範囲	評価	判定
80 点以上	優	合　格
65 点以上，80 点未満	良	
60 点以上，65 点未満	可	
60 点未満	不可	不合格

（平成 21 年度～平成 25 年度入学生）

評点の範囲	評価	判定
80 点以上	優	合　格
70 点以上，80 点未満	良	
60 点以上，70 点未満	可	
60 点未満	不可	不合格

（平成 26 年度以降入学生）

評点の範囲	評価	判定
90 点以上	秀	合　格
80 点以上，90 点未満	優	
70 点以上，80 点未満	良	
60 点以上，70 点未満	可	
60 点未満	不可	不合格

（不正行為者の科目の取り扱い）

第９条　試験（レポートを含む）において不正行為のあった場合は、その期に履修したすべての科目に単位を与えない。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 9 月 24 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 3 年 5 月 13 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

2　この規程の適用前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第１（第３条関係）　　令和４年４月１日から施行

授業形態	１単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	３０時間	器楽Ⅰ 器楽Ⅱ 器楽Ⅲ 器楽Ⅳ 保育実習指導Ⅰ（保育所） 保育実習指導Ⅰ（施設） 保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ
実習	４０時間	保育実習Ⅰ 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ 栄養教育実習 介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設） 介護福祉実習Ⅱ（在宅介護） コミュニティ看護実習Ⅰ コミュニティ看護実習Ⅱ（高齢者） 公衆衛生看護活動論実習 公衆衛生看護管理論実習 医療看護実習Ⅰ 医療看護実習Ⅱ（精神） 医療看護実習Ⅱ（急性期） 医療看護実習Ⅱ（慢性期） 成育看護実習Ⅰ 成育看護実習Ⅱ（小児） 成育看護実習Ⅱ（母性） 助産学実習 総合実習（地域・在宅）
	４２．６時間	介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）

※事前事後指導の時間数は、演習科目扱いとする。

別表第２（第３条関係）

授業形態	１単位当たりの授業時間数	授業科目名
演　習	15 時間	課題探究
実　習	20 時間	

【規程番号　神女大Ｖ－003】

不開講科目及び廃止科目に関する内規

この内規は神戸女子大学履修規程第４条第３項に基づき、不開講科目及び廃止科目に関する事項を定めるものとする。

１．（不開講科目）

① 受講生が５名（聴講生を除く）以下の科目は授業不開講を原則とする。授業不開講は、履修登録期間終了時（修正期間は含まない）に決定する。

② 必修科目（卒業科目・教職科目・資格科目）、また、各学部及び全学共通教育部で選定した科目において、教務委員会で審議し学長が承認した場合は、受講生数に関わらず不開講科目から除く。

③ 同一科目を複数クラス開講し、受講生が５名（聴講生を除く）以下のクラスがある場合は、合併し授業を開講することができる。

④ 不開講科目について特別の理由で復活する場合、あるいは特別の理由で不開講にする場合は、教務委員会で審議し学長が決定する。

２．（廃止科目）

① 連続４年間、受講生が５名以下の不開講科目は廃止科目とすることを原則とする。１年目の不開講科目決定を受けて、これを２年目以降の「履修の手引き」に廃止予定科目として明記し、記載後不開講３年連続をもって廃止科目とする。
廃止は、その科目の教員と関係する教務委員とで協議、教務委員会で審議し学長が決定する。

② 廃止科目について特別の理由で復活する場合、あるいは特別の理由で廃止にする場合には教務委員会で審議し学長が決定する。

３．（改廃）

この内規の改廃は教務委員会の意見を聴き学長が行う。

４．（附則）

この内規は、令和２年４月１日から施行する。

【規程番号　神女大Ｖ－004】

単位認定に関する細則

第１条　単位履修の認定は科目受講終了後成績評価の結果合格の判定をもって決定する。

第２条　成績評価は、筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に評価し、最終評価（追試験・再試験を含む）とする。

第３条　成績評価は前期及び後期に行い、合格点をもって単位が認定される。ただし通年の学科目については後期末において全単位が認定される。

第４条　授業料その他の学納金を完納していなければならない。

第５条　単位認定の資格は履修届提出済の学科目に対し、授業出席回数が、授業回数の３分の２以上であること。授業出席回数が、授業回数の３分の２に満たない場合は当該科目「無資格」として発表する。

第６条　最終評価が不合格の場合は前期あるいは後期及び通年の不合格科目について再度受講を希望することができる。その場合は当該科目の次期開講期において、改めて履修登録をしなければならない。

第７条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 18 年度より適用する。

附　則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

他学科科目受講についての細則

１．（目的）

神戸女子大学学則第 24 条に定めるもののほか、全学開放科目（オープン科目）以外の他学科授業科目の受講について必要な事項を定める。

２．（手続き）

（1）他学科授業科目の受講を希望する者は、所定の受講申請書を提出しなければならない。

（2）受講申請書は各学期の所定の期日までに教務課に届けること。

（3）受講希望科目は担当教員の承認に基づき許可する。

３．（受講の限度）

（1）受講単位の上限は 32 単位までとする。

（2）ただし、所属学科において該当時間割に指定する科目は、原則として他学科指定の同一科目と振替受講はできない。

４．（単位の認定）

単位は「共通教養科目又は専門科目」として 22 単位以内を卒業単位として認める。他は自由単位とする。

５．（改廃）

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2　ただし、全学開放科目（オープン科目）の定めについては、平成 20 年度入学生から適用する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

協定交換留学生の単位認定に関する細則

学則第 25 条に基づき協定交換留学生の単位認定についての取扱いは次のように運用する。

１．学科専門科目に「単位互換科目（専門)」（選択）を設ける。
２．単位は半期（6 ヶ月）14 単位を限度とする。これらの単位は「専門科目単位」及び「全学共通教養科目」の「単位互換科目等」として卒業要件単位に算入する。
３.「専門科目単位」の互換単位の内、各学科で読み替え可能な科目はその科目の単位として認める。
４．成績については留学先大学の成績、報告資料等を参考に各学部長が決定する。
５．この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。
６．この運用については平成 14 年 10 月 1 日より適用する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

全学開放科目（オープン科目）受講についての細則

１.（定義）

（1）各学科の専門科目の中で、全学の学生が全学共通教養科目の単位として履修することができる科目を全学開放科目（以下オープン科目）と呼ぶ。

（2）オープン科目は、各学科によって決められた全学共通教養科目の卒業要件単位に含むことができる。

２.（目的）

オープン科目は、各学科の専門科目の中で、教養科目としてふさわしい科目を当該学科以外の学生に広く教養科目として履修できるようにするものとする。

３.（履修）

（1）オープン科目は、年度ごとに、

①オープン科目であること

②受講条件（オープン科目を受講できる学年やその他の条件）

③受講希望者多数の場合の選別方法

を各担当者が決定する。

（2）オープン科目は当該学科の専門科目であり、当該学科学生の専門科目としての受講が優先される。他学部、他学科の学生は、当該学科受講生の人数、教室、設備など当初に指定された物理的条件に余裕のある限りで受講できるものとする。

（3）当該学科の学生が全学共通教養科目として履修することはできない。

４.（履修手続き）

（1）オープン科目の履修を希望する者は、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

（2）オープン科目担当者に履修を許可された者には、教務課より連絡がある。

５.（改廃）

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

６.この細則は、平成 20 年度入学生より適用する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女大Ｖ－008】

教育実習履修資格についての細則

教育実習を履修しようとする者は、教員採用試験受験を誓約することとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること、また、下記の条件を充たしていることを原則とする。

幼稚園ならびに中学校・高等学校での教育実習を履修しようとする者は、教育実習を実施する前年度までに下記の条件を充たしていること。

(1) 卒業要件単位の 90 単位以上を修得済みであること。
(2) 通算 GPA が 2.0 以上であること。
(3) 教職課程「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、各教科の指導法Ⅰ・Ⅱを含み 20 単位以上修得済みであること。なお、幼稚園実習については、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち、１～３回生の必修科目を修得済みであること。
(4) 教職課程「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、1～3 回生の必修科目を修得済みであること。

小学校での教育実習を履修しようとする者は、教育実習を実施する前年度までに下記の条件を充たしていること。

(1) 卒業要件単位の 72 単位以上を修得済みであること。
(2) 通算 GPA が 2.0 以上であること。
(3) 教職課程「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、1・2 回生の必修科目を修得済みであること。
(4) 教職課程「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、1・2 回生の必修科目を修得済みであること。

特別支援学校での教育実習を履修しようとする者は、教育実習までに下記の条件を充たしていること。

(1) 基礎免許状の教育実習履修資格を充たしていること。
(2) 次の科目を履修中または修得済みであること。
「障害者教育総論」「知的障害教育Ⅰ・Ⅱ」「肢体不自由教育Ⅰ・Ⅱ」「病弱教育Ⅰ・Ⅱ」「教育実習指導（特支)」

編入学生、転学科生、特別な事情により上記条件を充たせない者については、各学科で協議の上対処する。

各学科においては、教職支援センター運営委員が上記条件の確認、指導、相談に当たる。

この細則の改廃は､教職支援センター運営委員会で審議し､部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

この細則は平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

この細則は平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この細則は令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

この細則は令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

栄養教育実習履修資格についての細則

栄養教育実習を履修しようとする者は、教員採用試験受験を誓約すること、栄養士免許取得見込みであること、管理栄養士養成課程においては、管理栄養士国家試験受験を誓約することとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また3回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

(1) 卒業要件単位の90単位以上修得済みであること。
　① 科目の6割以上が「良」以上であること。
　② 専門科目については、1～3回生の必修科目をすべて修得済みであること。
　③ 全学共通教養科目の日本国憲法、スポーツと健康の科学、基礎トレーニング、外国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ及び情報Aの各単位を修得済みであること。

(2) 学校栄養教育論Ⅰ、学校栄養教育論Ⅱ各2単位を修得済みであること。
　但し、健康スポーツ栄養学科は学校栄養教育論2単位を修得済みであること。

(3) 3回生までに開講された「教育の基礎的理解に関する科目等」をすべて修得済みであること。

編入生、転学科生、特別な事情により上記条件を充たせない者については、学科内で協議の上対処する。

この細則の改廃は､教職支援センター運営委員会で審議し､部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は平成17年4月1日より適用する。

附　則

この細則は平成21年4月1日より適用する。

附　則

この細則は平成27年4月1日より適用する。

附　則

この細則は平成31年4月1日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この細則は令和5年4月1日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

【規程番号　神女大Ｖ－010】

家政学部管理栄養士養成課程臨地実習履修資格についての細則

家政学部管理栄養士養成課程において、臨地実習を履修しようとするものは、実習に耐え得る健康を保持していること、また、各科目の臨地実習履修前に下記の条件を充たしていることを原則とする。

(1) 臨床栄養学臨地実習（臨床栄養学実習Ⅰ（校外）及び臨床栄養学実習Ⅱ（校外））
①専門科目のうち、臨床栄養学概論、臨床栄養学Ⅰ及びライフステージ栄養学は修得済み、総合演習Ⅱは、当該開講期末までに修得見込みであること。

(2) 公衆栄養学臨地実習（公衆栄養学実習（校外））
①専門科目のうち、公衆栄養学Ⅰ、公衆衛生学Ⅰ、栄養管理学は修得済み、公衆栄養学Ⅱと公衆栄養学実習、総合演習Ⅰ、ライフステージ栄養学、栄養教育論Ⅰは、当該開講期末までに修得見込みであること。

(3) 給食経営管理論臨地実習（給食経営管理実習Ⅰ（校外）及び給食経営管理実習Ⅱ（校外））
①専門科目のうち、調理学、調理学実習Ⅰ、栄養管理学、給食経営管理論Ⅰ、給食経営管理実習は修得済み、総合演習Ⅰは、当該開講期末までに修得見込みであること。

本細則は令和4年度入学生より適用する。
この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則
この細則は、平成28年4月1日から施行する。
附　則
この細則は、平成31年4月1日から施行する。
附　則
この細則は、令和4年4月1日から施行する。
なお、編入学生については、編入年次の細則に従うものとする。

【規程番号　神女大Ｖ－011】

介護福祉士養成課程履修細則

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第２条第２項に基づき、健康福祉学部社会福祉学科に介護福祉士養成課程を置き、その履修細則を定める。

第２条　介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する介護福祉士の養成を目的とする。

第３条　介護福祉士養成課程の定員及びクラス数は、40 名１クラスとする。

第４条　介護福祉士養成課程を履修できる者は、本学健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、当該課程の履修を許可された者に限る。

第５条　介護福祉士養成課程は、学則第 45 条の規定を適用しない。（科目履修制度の禁止）

第６条　介護福祉士養成課程の在籍者は、別表１の本学授業科目を履修しなければならない。

第７条　介護福祉士養成課程履修科目の認定は、所定時間についての出席、試験、報告書、実習等による成績審査に合格した者とする。ただし、出席時間数が指定規則に定める時間数の３分の２（介護実習については５分の４）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

なお、「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」、「介護福祉実習Ⅱ（在宅介護）」及び「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」については、5 分の 4 に満たない者については、該当科目の履修の認定をしない。

第８条　介護福祉士資格を取得するには、本学介護福祉士養成課程を修了し、財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「介護福祉士国家試験」に合格した上で、指定登録機関に登録しなければならない。

第９条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

２　健康福祉学部健康福祉学科に在籍する学生については、従前の例による。

附　則

１　この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

１　この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

１　この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生は、第６条に定める別表第１において、なお、従前の例による。

附　則

1　この細則は、令和２年４月１日から施行する。

2　この細則の施行前に在学する学生は、第６条に定める別表第１において、なお、従前の例による。

附　則

1　この細則は、令和３年４月１日から施行する。

2　この細則の施行前に在学する学生は、第６条に定める別表第１において、なお、従前の例による。

別表第１（第６条関係）　　介護福祉士養成課程授業科目　　令和３年４月１日より施行

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則に定める科目				本学授業科目			
教育内容		時間数		授業科目名	時間数	単位数	
						必須	選択
人間と社会	人間の尊厳と自立	240	30以上	社会福祉の原理と政策Ⅰ	30	2	
				社会福祉の原理と政策Ⅱ	30	2	
	人間関係とコミュニケーション		60以上	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	60	2	
	社会の理解		60以上	社会保障Ⅰ	30	2	
				社会保障Ⅱ	30	2	
	人間と社会に関する選択科目		―	高齢者福祉	30	2	
				児童・家庭福祉	30	2	
介護	介護の基本	1260	180	介護の基本Ⅰ	30	2	
				介護の基本Ⅱ	30	2	
				介護の基本Ⅲ	30	2	
				リハビリテーション	30	1	
				リスクマネジメント	30	1	
				在宅支援	30	1	
	コミュニケーション技術		60	コミュニケーション技術	60	2	
	生活支援技術		300	生活支援技術Ⅰ（基礎）	60	2	
				生活支援技術Ⅱ（応用）	60	2	
				生活支援技術Ⅲ（応用）	60	2	
				生活支援技術Ⅳ（個別介護技術）	60	2	
				生活支援技術Ⅴ（家政）	60	2	
	介護過程		150	介護過程Ⅰ	30	1	
				介護過程Ⅱ	30	1	
				介護過程Ⅲ	30	1	
				介護過程Ⅳ	30	1	
				介護過程Ⅴ（事例研究）	30	1	
	介護総合演習		120	介護総合演習Ⅰ	30	1	
				介護総合演習Ⅱ	30	1	
				介護総合演習Ⅲ	30	1	
				介護総合演習Ⅳ	30	1	
	介護実習		450	介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）	160	4	
				介護福祉実習Ⅱ（在宅介護）	40	1	
				介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）	256	6	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	300	60	発達と老化の理解	30	2	
				心理学理論と心理的支援	30	2	
	認知症の理解		60	認知症の理解Ⅰ	30	2	
				認知症の理解Ⅱ	30	2	
	障害の理解		60	障害者福祉	30	2	
				障害の理解	30	2	
	こころとからだのしくみ		120	医療概論	30	2	
				こころとからだⅠ	30	1	
				こころとからだⅡ	30	1	
				こころとからだⅢ	30	1	
医療的ケア	医療的ケア	50（1時間60分換算とする）		医療的ケアⅠ	30	2	
				医療的ケアⅡ	30	2	
				医療的ケアⅢ	15	1	
				医療的ケアⅣ（演習）	15	1	
	合　計	1850		合　計	1896	78	

社会福祉士受験資格取得にかかる履修細則

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第 33 条の２に基づき、健康福祉学部社会福祉学科に、社会福祉士受験資格取得にかかる授業科目（以下「社会福祉士受験資格養成講座」という。）の履修細則を定める。

第２条　社会福祉士受験資格養成講座を履修できる者は、本学健康福祉学部社会福祉学科に入学を許可された者に限る。

第３条　本学健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、社会福祉士受験資格を得ようとする者は別表第１に定める本学授業科目を履修しなければならない。

第４条　別表第１に掲げる授業科目は、本学履修規程第７条の規定に基づき単位を認定する。ただし、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」及び「ソーシャルワーク実習Ⅱ」については、出席時間数が、同表に定める時間数の５分の４に満たない場合は、当該科目の単位を認定しない。

第５条　精神保健福祉士受験資格養成講座における「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は介護福祉士養成課程における「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者は、社会福祉士受験資格養成講座における「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の履修を免除する。

第６条　社会福祉士資格を取得するには、別表第１に掲げる授業科目を修得の上卒業し、財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士国家試験」に合格した上で、指定登録機関に登録しなければならない。

第７条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

１　この細則は、平成 25 年４月１日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この細則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

１　この細則は、令和２年４月１日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、第３条に定める別表第１においては、なお、従前の例による。

附　則

１　この細則は、令和３年４月１日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第１（第３条関係）　　社会福祉士受験資格にかかる授業科目　　令和３年４月１日より施行

社会福祉士及び介護福祉士法第７条第１号に規定する社会福祉に関する科目		本学授業科目			
科　　目	時間数	授業科目名	時間数	単位数	
				必須	選択
医療概論	30	医療概論	30	2	
心理学と心理的支援	30	心理学と心理的支援	30	2	
社会学と社会システム	30	社会学と社会システム	30	2	
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策Ⅰ	30	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	30	2	
社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査の基礎	30	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	30	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	30	2	
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	30	2	
		地域福祉の包括的支援体制Ⅱ	30	2	
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	30	2	
社会保障	60	社会保障Ⅰ	30	2	
		社会保障Ⅱ	30	2	
高齢者福祉	30	高齢者福祉	30	2	
障害者福祉	30	障害者福祉	30	2	
児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉	30	2	
貧困に対する支援	30	貧困に対する支援	30	2	
保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	30	2	
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	30	2	
刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	30	2	
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	30	1	
ソーシャルワーク演習（専門）	120	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	60	2	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	60	2	
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	30	2	
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習Ⅰ	180	4	
		ソーシャルワーク実習Ⅱ	60	2	
合　計	1200	合　計	1200	65	

社会福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャルワーク実習履修資格についての細則

健康福祉学部社会福祉学科においてソーシャルワーク実習を履修しようとする者は、社会福祉士国家試験受験を誓約するとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また２回生終了までに下記の条件を満たしていることを原則とする。

なお、特別な事情により、この条件を満たせない者については、学科で協議の上対処する。

１．ソーシャルワーク実習Ⅰ

(1) 社会福祉士の指定科目（2回生までに開講済みのもの）をすべて修得済みであること。

(2) 修得済みの指定科目の成績評価の6割以上が、「良」以上であること。

(3)「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」の成績評価が、「良」以上であること。

２．　ソーシャルワーク実習Ⅱ

(1)「ソーシャルワーク実習Ⅰ」を履修登録済みであること。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生より適用する。

精神保健福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャルワーク実習履修資格についての細則

健康福祉学部社会福祉学科においてソーシャルワーク実習Ⅲを履修しようとする者は、精神保健福祉士国家試験受験を誓約するとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また 3 回生終了までに下記の条件を満たしていることを原則とする。

なお、特別な事情により、この条件を満たせない者については、学科で協議の上対処する。

（1）精神保健福祉士の指定科目（3 回生までに開講済みのもの）をすべて修得済みであること。
（2）修得済みの指定科目の成績評価の 6 割以上が、「良」以上であること。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度入学生より適用する。

校外実習履修資格についての細則

健康スポーツ栄養学科において校外実習を履修しようとする者は、実習に耐えうる健康を保持していること、また実習前に下記の条件を充たしていることを原則とする。

（1）給食管理実習（校外）

①専門科目のうち、給食管理論、給食管理実習、調理学及び基礎調理学実習の各科目を修得済みであること

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

1　この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

2　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

文学部教育学科保育士養成課程履修細則

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第２条第３項に基づき、文学部教育学科に保育士養成課程を置き、その履修細則を定める。

第２条　教育学科保育士養成課程は、児童福祉法第 18 条の４による保育士の養成を目的とする。

第３条　教育学科保育士養成課程の定員は 80 名とする。

第４条　教育学科保育士養成課程を履修できる者は、本学文学部教育学科に入学し、保育士養成課程の履修を許可された者とする。

第５条　教育学科保育士養成課程の在籍者は、本学で定める科目及び時間数を履修しなければならない。

第６条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

教育部教育学科保育士養成課程履修細則

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第２条第３項に基づき、教育学部教育学科に保育士養成課程を置き、その履修細則を定める。

第２条　教育学部教育学科保育士養成課程は、児童福祉法第 18 条の４による保育士の養成を目的とする。

第３条　教育学部教育学科保育士養成課程の定員は 80 名とする。

第４条　教育学部教育学科保育士養成課程を履修できる者は、本学教育学部教育学科に入学し、保育士養成課程の履修を許可された者とする。

第５条　教育学部教育学科保育士養成課程の在籍者は、本学で定める科目及び時間数を履修しなければならない。

第６条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和７年４月１日から施行する。

【規程番号　神女大Ｖ－018】

精神保健福祉士受験資格取得にかかる履修細則

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第 33 条第 3 項に基づき、健康福祉学部社会福祉学科に、精神保健福祉士受験資格取得にかかる授業科目（以下「精神保健福祉士受験資格養成講座」という。）の履修細則を定める。

第２条　精神保健福祉士受験資格養成講座の定員及びクラス数は、20 名 1 クラスとする。

第３条　精神保健福祉士受験資格養成講座を履修できる者は、本学健康福祉学部社会福祉学科に入学し、当該講座の履修を許可された者に限る。

第４条　本学健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、別表第１ に定める本学授業科目を履修しなければならない。

第５条　別表第１に掲げる授業科目は、本学履修規程第７ 条の規定に基づき単位を認定する。ただし、「ソーシャルワーク実習Ⅲ」については、出席時間数が同表に定める時間数の５分の４に満たない場合は、当該科目の単位を認定しない。

第６条　別表第 1 に定める本学授業科目「ソーシャルワーク実習Ⅲ」は、精神科病院等の医療機関（以下「病院等」という。）と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等（以下「施設等」という。）の機能の異なる 2 以上の実習施設等で実施する。

この場合において、病院等における実習は必須とし、総時間数のうち 96 時間以上を行うものとする。

２　社会福祉士の「ソーシャルワーク実習Ｉ」の単位を修得している場合は、前項の「ソーシャルワーク実習Ⅲ」の総時間数のうち、施設等における実習を 30 時間を上限として免除する。

第７条　精神保健福祉士資格を取得するには、別表第 1 に掲げる授業科目を修得の上卒業し、財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「精神保健福祉士国家試験」に合格した上で、指定登録機関に登録しなければならない。

第８条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の入学生から適用する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

１　この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、第 4 条に定める別表第 1 においては、なお、従前の例による。

附　則

1　この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この細則は、令和 8 年 1 月 15 日から施行する。

別表第１（第４条関係）　精神保健福祉士受験資格にかかる授業科目　　令和８年１月15日より施行

精神保健福祉士法第７条第１号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目		本学授業科目			
科　　目	時間数	授業科目名	時間数	単位数	
				必須	選択
医学概論	30	医学概論	30	2	
心理学と心理的支援	30	心理学と心理的支援	30	2	
社会学と社会システム	30	社会学と社会システム	30	2	
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策Ⅰ	30	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	30	2	
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	30	2	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	30	2	
社会保障	60	社会保障Ⅰ	30	2	
		社会保障Ⅱ	30	2	
障害者福祉	30	障害者福祉	30	2	
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	30	2	
刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	30	2	
社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査の基礎	30	2	
精神医学と精神医療	60	精神医学と精神医療Ⅰ	30	2	
		精神医学と精神医療Ⅱ	30	2	
現代の精神保健の課題と支援	60	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	30	2	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	30	2	
精神保健福祉の原理	60	精神保健福祉の原理Ⅰ	30	2	
		精神保健福祉の原理Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	30	2	
精神障害リハビリテーション論	30	精神障害リハビリテーション論	30	2	
精神保健福祉制度論	30	精神保健福祉制度論	30	2	
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	30	1	
ソーシャルワーク演習（専門）	90	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	30	2	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	30	2	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅴ	30	2	
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅴ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅵ	30	2	
ソーシャルワーク実習	210	ソーシャルワーク実習Ⅲ	30	7	
合　計	1200	合　計	1230	74	

【規程番号　神女大Ｖ－019】

家政学部管理栄養士養成課程食品衛生管理者及び食品衛生監視員履修細則

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第２条の第４項に基づき、家政学部管理栄養士養成課程に食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格の履修細則を定める。

第２条　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に定める食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格の養成を目的とする。

第３条　食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格科目を履修できる者は、本学家政学部管理栄養士養成課程に入学し、在籍を許可された者に限る。

第４条　管理栄養士養成課程の修業年限は、４年とする。

第５条　食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得については、学則第９条の規定を適用しない。（転入学、編入学の禁止）

第６条　食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得については､学則第 45 条の規定を適用しない。但し、本学管理栄養士養成施設に 4 年在学し卒業した者は除く。（科目履修制度の禁止）

第７条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

養護実習履修資格についての細則

養護実習を履修しようとする者は、成績良好で、かつ実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また３回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

(1) 卒業要件単位を 90 単位以上修得済みであること。
① 専門科目について、１～３回生の必修科目を修得済みであること。
② 全学共通教養科目の日本国憲法、スポーツと健康の科学、基礎トレーニング、外国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ及び情報Ａの各単位を修得済みであること。

(2) 学校保健Ⅰ・学校保健Ⅱ及び養護概説を修得済みであること。

(3) ３回生までに開講された「教育の基礎的理解に関する科目等」を修得済みであること。

特別な事情により上記条件を充たせない者の対処及び指導体制は「教育実習履修資格についての細則」に準ずる。

この細則の改廃は、教職支援センター運営委員会で審議し、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

1　この細則は平成 31 年 4 月 1 日より適用する。
2　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この細則は令和 5 年 4 月 1 日より適用する。
2　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

【規程番号　神女大Ｖ－021】

看護学部看護学科臨地実習履修資格についての細則

看護学部看護学科において臨地実習を履修しようとする者は、実習に耐え得る健康を保持し、実習に必要な知識・技能を身に付けていることとする。また、次の臨地実習科目については、履修前に、それぞれに掲げる条件を全て満たしていることを原則とする。

(1) コミュニティ看護実習Ⅱ（老年）、医療看護実習Ⅱ（精神）、医療看護実習Ⅱ（急性期）、医療看護実習Ⅱ（慢性期）、成育看護実習Ⅱ（小児）及び成育看護実習Ⅱ（母性）
①１回生の臨地実習科目を全て修得済みであること。
②１回生から２回生前期までの専門科目のうち、必修科目の未修得科目が2科目以内であること。

(2) 課題探究及び総合実習（地域・在宅）
①１回生から3回生までの臨地実習科目を全て修得済みであること。
②１1回生から3回生までの専門科目のうち、必修科目の未修得科目が3科目以内であること。

(3) 公衆衛生看護活動論実習及び公衆衛生看護管理論実習
①保健師国家試験受験資格選択科目の履修が認められていること。
②「課題探究」及び「総合実習（地域・在宅）」の履修が認められていること。

(4) 助産学実習
①助産師国家試験受験資格選択科目の履修が認められていること。
②「課題探究」及び「総合実習（地域・在宅）」の履修が認められていること。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

【規程番号　神女大Ｖ－022】

保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則

第１条　神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第33条第４項に基づき、看護学部看護学科（以下「本学科」という。）における保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則を定める。

第２条　保健師国家試験受験資格取得を選択する者の定員は20名とする。

第３条　保健師国家試験受験資格取得を選択できる者は、本学科に在籍し当該資格取得にかかる選択科目の履修を希望する者であって、かつ、選抜によりその科目履修を許可された者とする。

第４条　前条に定める選抜の時期、方法及び選考基準は別に定める。

第５条　保健師国家試験受験資格取得の選択を希望する者がその定員を下回る場合であっても、前条の選考基準を満たしていないと判断された者には、当該資格取得の選択を認めない。

第６条　助産師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、保健師国家試験受験資格取得を選択することができない。

第７条　保健師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、原則として、学則第3条第1項に定める修業年限内に、別表第1に掲げる授業科目を全て修得するものとする。

第８条　保健師国家試験受験資格取得を目的とする場合にあっては、学則第45条の規定を適用しない。

第９条　保健師免許を受けようとする者は、別表第１に掲げる授業科目を修めて卒業し、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した上で、保健師助産師看護師法施行令及び同法施行規則に定める所定の申請手続きを行わなければならない。

第10条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

１　この細則は、令和4年4月1日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第１　保健師国家試験受験資格取得にかかる授業科目

保健師助産師看護師学校養成所 指定規則別表第1に掲げる教育内容				本学授業科目		
教育内容			単位数	授業科目名	単位数	
					必修	選択
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論		2	公衆衛生看護学概論	2	
				疾病と治療Ⅳ	1	
	個人・家族・ 集団・組織の支援		16	発達心理学	2	
				医療と法	1	
				在宅看護論	2	
				こころの健康増進と看護	1	
				小児療養看護論	1	
				家族看護論	1	
				女性の健康増進と看護	1	
	公衆衛生看護活動展開論			生活概論	1	
				生活援助論	1	
				予防看護論	1	
				高齢者看護論	1	
				高齢者看護実践方法論	2	
				コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1	
				コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	2	
				地域看護活動論	2	
				公衆衛生看護演習	1	
				公衆衛生看護活動論Ⅰ	1	
				公衆衛生看護活動論Ⅱ	2	
				学校保健Ⅰ	1	
				慢性期看護論	2	
				精神看護論	2	
				小児看護論	2	
				母性看護論	2	
	公衆衛生看護管理論 （健康危機管理を含む。）			公衆衛生看護管理論	1	
				災害看護	1	
疫学			2	疫学	2	
保健統計学			2	保健統計学	2	
保健医療福祉行政論			4	社会福祉・社会保障論	1	
				社会福祉・社会活動論	1	
				公衆衛生学	1	
				コミュニティケアシステム論	1	
				感染免疫学	1	
				看護マネジメント論	1	
臨地実習 （保健所・市町村での実習を含む。）	公衆衛生看護学実習	個人・家族・集団・組織の支援実習（継続した指導を含む。）	2	課題探究	4	
		公衆衛生看護活動展開論実習	3	公衆衛生看護活動論実習	2	
		公衆衛生看護管理論実習		公衆衛生看護管理論実習	1	
合計			31	合計	55	

【規程番号　神女大Ｖ－023】

助産師国家試験受験資格取得にかかる履修細則

第１条　神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第33条第５項に基づき、看護学部看護学科（以下「本学科」という。）における助産師国家試験受験資格取得にかかる履修細則を定める。

第２条　助産師国家試験受験資格取得を選択する者の定員は６名とする。

第３条　助産師国家試験受験資格取得を選択できる者は、本学科に在籍し当該資格取得にかかる選択科目の履修を希望する者であって、かつ、選抜によりその科目履修を許可された者とする。

第４条　前条に定める選抜の時期、方法及び選考基準は別に定める。

第５条　助産師国家試験受験資格取得の選択を希望する者がその定員を下回る場合であっても、前条の選考基準を満たしていないと判断された者には、当該資格取得の選択を認めない。

第６条　保健師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、助産師国家試験受験資格取得を選択することができない。

第７条　助産師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、原則として、学則第３条第1項に定める修業年限内に、別表第1に掲げる授業科目を全て修得するものとする。

第８条　助産師国家試験受験資格取得を目的とする場合にあっては、学則第45条の規定を適用しない。

第９条　助産師免許を受けようとする者は、別表第1に掲げる授業科目を修めて卒業し、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した上で、保健師助産師看護師法施行令及び同法施行規則に定める所定の申請手続きを行わなければならない。

第10条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

１　この細則は、令和4年4月1日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第１　助産師国家試験受験資格取得にかかる授業科目

保健師助産師看護師学校養成所 指定規則別表第２に掲げる教育内容			本学授業科目		
教育内容		単位数	授業科目名	単位数	
				必修	選択
基礎助産学		6	生命倫理	2	
			発達心理学	2	
			栄養代謝学	1	
			人体のしくみと機能Ⅰ	2	
			人体のしくみと機能Ⅱ	2	
			疾病と治療Ⅵ	1	
			小児看護論	2	
			小児療養看護論	1	
			母性看護論	2	
			女性の健康増進と看護	1	
			助産学概論	1	
助産診断・技術学		10	こころの健康増進と看護	1	
			疾病と治療Ⅴ	1	
			成育看護技術演習Ⅰ	1	
			成育看護技術演習Ⅱ	1	
			助産診断技術論Ⅰ	1	
			助産診断技術論Ⅱ	1	
			助産診断技術論Ⅲ	2	
			助産診断技術論演習	2	
地域母子保健		2	社会福祉・社会活動論	1	
			地域看護活動論	2	
			家族看護論	1	
			地域における助産支援	1	
			災害看護	1	
			（母性看護論）	—	
助産管理		2	医療と法	1	
			社会福祉・社会保障論	1	
			看護マネジメント論	1	
			助産管理	1	
臨地実習	助産学実習※	11	成育看護実習Ⅱ（母性）	2	
			助産学実習	8	
			課題探究	4	
合計		31	合計	51	
			（　）の授業科目は再掲		

※実習中の分べんの取り扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき10回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経腟分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より2時間までとする。

【規程番号　神女大Ｖ－024】

教育学科の履修コースに関する細則

（目 的）

第１条　この細則は、神戸女子大学文学部教育学科の学生の履修コースに関して、必要な事項を定まるものとする。

（履修コース決定時期）

第２条　学生は、１年次後期の授業日から学則に規定するいずれかのコースを履修するものとする。

２　履修コースの決定は、学生の希望を書面等により調査し、学科の承認を経て、学科主任が行う。

３　履修コースの結果は、掲示等により学生に公表する。

（履修コースの変更申請時期）

第３条　履修コースの変更を希望する学生は、申請により変更が認められることがある。

２　履修コース変更の適用は原則として学期始めからとし、学期の始まる１ヶ月前には、申請を行うものとする。変更申請を行える期限は、義務教育コースへの変更は１年次終了時の２月末まで、初等教育コース及び幼児教育コースへの変更は２年次終了時の２月末までとする。

３　コース変更を行った学生は、残りの年限で学則に定める免許状及び資格を取得できない場合がある。

４　第２項の変更時期にかかわらず、特別な事情によりコース変更が必要と認められる者については、学科で協議の上、申請を行うことができる。

（審査書類等）

第４条　履修コースの変更を希望する者は、次の書類を定められた期日までに学科主任に提出しなければならない。

(1) 履修コース変更願

(2) 成績証明書

(3) その他学科が必要と認めた書類

（審 査）

第５条　審査は、在学中の学修状況を勘案し、関係するコース主任による面接又はその他学科主任が指定した方法により行う。

２　前項の審査対象となった学生に対し、審査の上、学科主任が履修コース変更を許可する。

（履修コース変更後の在学期間等）

第６条　履修コース変更後の在学期間は、履修コース変更前のものを引き継ぐものとし、学年についても履修コース変更をしなかった場合と同様に進級するものとする。

（履修コース変更の制限）

第７条　過去に履修コース変更を許可された者は、原則として再度履修コース変更を申請することはできない。

（既修得単位の取扱い）

第８条　履修コース変更前に修得した科目は、卒業単位として認める。

2　幼児教育分野から初等教育コースへの編入学の場合、編入生が入学する前に大学又は短期大学等で修得した単位のうち、幼児教育コースで当該専門科目に相当すると認められる単位は、卒業要件単位として認定する。ただし、教職課程及び指定保育士養成課程科目の単位については、関係法令・通知等に従って認定する。

（細則の改廃）

第９条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

この細則は、令和５年９月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和６年４月１日から施行する。

教育学部教育学科の履修コースに関する細則

（目 的）

第１条　この細則は、神戸女子大学教育学部教育学科の学生の履修コースに関して、必要な事項を定めるものとする。

（履修コース決定時期）

第２条　学生は、１年次後期の授業日から学則に規定するいずれかのコースを履修するものとする。

２　履修コースの決定は、学生の希望を書面等により調査し、学科の承認を経て、学科主任が行う。

３　履修コースの結果は、掲示等により学生に公表する。

（履修コースの変更申請時期）

第３条　履修コースの変更を希望する学生は、申請により変更が認められることがある。

２　履修コース変更の適用は原則として学期始めからとし、学期の始まる１ヶ月前には、申請を行うものとする。変更申請を行える期限は、義務教育コースへの変更は１年次終了時の２月末まで、初等教育コース及び幼児教育コースへの変更は２年次終了時の２月末までとする。

３　コース変更を行った学生は、残りの年限で学則に定める免許状及び資格を取得できない場合がある。

４　第２項の変更時期にかかわらず、特別な事情によりコース変更が必要と認められる者については、学科で協議の上、申請を行うことができる。

（審査書類等）

第４条　履修コースの変更を希望する者は、次の書類を定められた期日までに学科主任に提出しなければならない。

(1) 履修コース変更願

(2) 成績証明書

(3) その他学科が必要と認めた書類

（審 査）

第５条　審査は、在学中の学修状況を勘案し、関係するコース主任による面接又はその他学科主任が指定した方法により行う。

２　前項の審査対象となった学生に対し、審査の上、学科主任が履修コース変更を許可する。

（履修コース変更後の在学期間等）

第６条　履修コース変更後の在学期間は、履修コース変更前のものを引き継ぐものとし、学年についても履修コース変更をしなかった場合と同様に進級するものとする。

（履修コース変更の制限）

第７条　過去に履修コース変更を許可された者は、原則として再度履修コース変更を申請することはできない。

（既修得単位の取扱い）

第８条　履修コース変更前に修得した科目は、卒業単位として認める。

2　幼児教育分野から初等教育コースへの編入学の場合、編入生が入学する前に大学又は短期大学等で修得した単位のうち、幼児教育コースで当該専門科目に相当すると認められる単位は、卒業要件単位として認定する。ただし、教職課程及び指定保育士養成課程科目の単位については、関係法令・通知等に従って認定する。

（細則の改廃）

第９条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

この細則は、令和７年４月１日から施行する。

健康スポーツ栄養学科の履修コースに関する細則

（目　的）

第１条　この細則は、神戸女子大学健康福祉学部健康スポーツ栄養学科の学生の履修コースに関して、必要な事項を定めるものとする。

（履修コース決定時期）

第２条　学生は、１年次前期の履修登録終了日の翌授業日から学則に規定するいずれかのコースを履修するものとする。

２　履修コースの決定は、学生の希望を書面等により聴取し、学科の承認を経て、学部長が行う。

３　履修コースの結果は、掲示等により学生に公表する。

（履修コースの変更申請時期）

第３条　履修コースの変更を希望する学生は、申請により変更が認められることがある。

２　履修コース変更の適用は年度始めからとし、健康栄養コースから健康スポーツコースへは１年次終了時の２月末まで、健康スポーツコースから健康栄養コースへは２年次終了時の２月末までに履修コース変更願を提出するものとする。その他の時期の変更は原則として認めない。

３　前項の変更時期にかかわらず、特別な事情によりコース変更が必要と認められる者については、学科で協議の上申請をすることができる。

（審査書類等）

第４条　履修コースの変更を希望する者は、次の書類を定められた期日までに学科主任に提出しなければならない。

(1) 履修コース変更願

(2) 成績証明書

(3) その他学科が必要と認めた書類

（審査）

第５条　審査は、在学中の学修状況を勘案し、面接又はその他学科主任が指定した方法により　　行う。

２　前項の審査対象となった学生に対し、審査の上、学部長が履修コース変更を許可する。

（履修コース変更後の在学期間等）

第６条　履修コース変更後の在学期間は、履修コース変更前のものを引き継ぐものとし、学年についても履修コース変更をしなかった場合と同様に進級するものとする。

（履修コース変更の制限）

第７条　過去に履修コース変更を許可された者は、原則として再度履修コース変更を申請することはできない。

（既修得単位の取扱い）

第８条　履修コース変更前に修得した科目が、履修コース変更後のカリキュラムにない場合、当該科目の修得単位は、自由単位とする。

（細則の改廃）

第９条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

【規程番号　神女大Ｖ－027】

神戸女子大学心理学部心理学科臨床心理実習履修資格についての細則

心理学部心理学科において臨床心理実習を履修しようとする者は、実習に耐え得る健康を保持し、実習に必要な知識・技能を身に付けていることとする。また、３回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

（1）３回生終了までの履修科目の GPA が 2.7 以上であること。
（2）１～３回生の必修科目をすべて修得済みであること。
（3）３回生までに開講された公認心理師資格取得に必要な科目をすべて修得済みであること。

特別な事情により上記条件を充たせない者については、心理学科会議で協議のうえ対処する。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

【規程番号　神女大Ｖ－028】

公認心理師国家試験受験資格取得にかかる履修細則

第１条　心理学部心理学科（以下「本学科」という。）における公認心理師国家試験受験資格取得にかかる履修細則を定める。

第２条　公認心理師国家試験受験資格取得を選択できる者は、本学科に在籍し選抜によりその科目履修を許可された者とする。

第３条　前条に定める選抜の時期、方法及び選考基準は別に定める。

第４条　公認心理師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、原則として、学則第３条第１項に定める修業年限内に、別表第１に掲げる授業科目を全て修得するものとする。

第５条　公認心理師国家試験受験資格取得を目的とする場合にあっては、学則第 45 条の規定を適用しない。

第６条　公認心理師登録簿への登録を受けようとする者は、別表第１に掲げる授業科目を修めて卒業し、大学院で必要な科目を修了又は一定の実務経験を経たうえで、公認心理師国家試験に合格し、公認心理師法及び同法施行規則に定める所定の申請手続きを行わなければならない。

第７条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和８ 年４ 月１ 日から施行する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第１　大学における必要な科目

文部科学省・厚生労働省令で定める指定科目	本学授業科目		
	授業科目名	単位数	
		必修	必修
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	
心理学概論	心理学概論Ⅰ	2	
	心理学概論Ⅱ	2	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	
心理学研究法	心理学研究法	2	
心理学統計法	心理学統計法	2	
心理学実験	心理学実験演習Ⅰ	2	
	心理学実験演習Ⅱ	2	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	
社会・集団・家族心理学	家族心理学（社会・集団・家族心理学）	2	
	社会・集団心理学（社会・集団・家族心理学）	2	
発達心理学	発達心理学Ⅰ（乳幼児期・児童期）	2	
	発達心理学Ⅱ（青年期・成人期・高齢期）	2	
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	
心理学的支援法	心理学的支援法	2	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	
福祉心理学	福祉心理学	2	
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	
精神疾患とその治療	精神医学（精神疾患とその治療）	2	
関係行政論	関係行政論	2	
心理演習	心理演習	2	
心理実習	臨床心理実習Ⅰ	1	
	臨床心理実習Ⅱ	1	

編入学に関する単位認定等取扱い規程

（目的）

第１条　学則第９条に定める編入学を許可された者の入学する前に履修した科目について修得した単位を、本学において単位認定を行う。

（科目及び単位の認定）

第２条　入学する前に大学又は短期大学等で履修した科目について修得した単位で、本学開講の科目及び単位に相当（読み替えを含む。）するものは、毎年学科ごとに決定する大学認定表により、当該科目に認定する。

２　教育職員免許状に係る科目及び単位の認定については、教育職員免許法及び同施行規則等に照らして、教科・教職科目及び単位の認定を行う。

３　認定科目の成績評価の表示は「認」とする。

（認定単位数）

第３条　認定する単位数の上限は、72 単位までとする。

２　編入生が入学する前に履修した科目について修得した単位数が前項に定める認定単位数の上限を超える場合は、各学科で定めた手順によって選別の上認定する。

３　専門分野を異にする学科への編入学の場合、編入生が入学する前に大学又は短期大学等で修得した単位のうち、所属学科以外の学科で当該専門科目に相当すると認められる単位は、卒業要件単位の「共通教養科目又は専門科目」として認定し、第 3 条第 1 条に定める上限のうち 22 単位を限度とする。

（補足）

第４条　この規程に定めのない事項については、教務部長が決定する。

第５条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

なお、学園内編入学に関する単位認定等取扱い規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

【規程番号　神女大Ｖ－030】

神戸女子大学入学前の既修得単位の認定に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第 25 条の２ に基づき、本学１年次に入学した学生の既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。編入学生に関する既修得単位の認定については「編入学に関する単位認定等取扱規程」に定める。

（認定基準）

第２条　既修得単位の認定の基準は、次の各号による。

(1) 本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を対象とし、本学において開設されている授業科目 の単位として 24 単位を超えない範囲で認定する。

(2) 単位の認定は、授業科目の名称にかかわらず、履修した授業科目の内容に応じて行う。

(3) 修得した科目の単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は、単位の認定は行わない。

(4) 教育職員免許状に係る科目については、教育職員免許法及び同施行規則等に照らし、単位の認定を行う。

（申請手続）

第３条　既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 既修得単位認定申請書（別紙様式１）

(2) 既修得単位に係る成績証明書

(3) 既修得単位に係る授業科目の内容が記載されたシラバス又はこれに類するもの

(4) 既修得単位に係る授業科目が教職科目の場合は、学力に関する証明書

２　前項の書類は、１年次前期の本学が指定する期日までに提出するものとする。

３　既修得単位の認定を受けようとする者は、申請した授業科目の単位が認定されるまでは、必要に応じ当該授業科目等を履修しなければならない。

（審査）

第４条　前条の申請書類に基づき、当該授業科目の担当教員、教職科目については教職支援センターにおいて審査する。ただし、当該授業科目を担当する教員が非常勤講師の場合は、次の各号による。

(1) 当該授業科目が学科専門科目の場合、学科主任が指名する本学の専任教員が行う。

(2) 当該授業科目が全学共通教養科目の場合は、全学共通教育運営委員長が指名する本学の専任教員が行う。

（認定）

第５条　学科主任又は教職支援センター長は、前条の審査結果に基づき、既修得単位認定審査結果報告書（別紙様式２）を、教務委員会に提案する。

２　学長は、前項の教務委員会の審議結果に基づき、部局長会の意見を聴き、既修得単位を認定する。ただし、学長は、認定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

３　既修得単位が認定された者には、既修得単位認定通知書（別紙様式３）により結果を通知する。

（成績評価）

第６条　学則第 29 条の規定にかかわらず、認定された授業科目の成績評価は認定とし、「認」と表記する。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女大Ｖ－031】

神戸女子大学編入学に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第９条に基づき、編入学を許可された者について必要な事項を定める。

（入学の時期）

第２条　編入学の時期は、編入学を許可する年度の４月とする。

（修業年限・在学年限）

第３条　編入学生の修業年限及び在学年数は次のとおりとする。

(1)　２年次編入の修業年限は３年とし、６年を超えて在学することはできない。

(2)　３年次編入の修業年限は２年とし、４年を超えて在学することはできない。

（休学期間）

第４条　休学の期間は、通算して２年を超えることはできない。

２　休学の期間は、第３条の在学年数に算入しない。

（既修得単位の取扱い）

第５条　編入生の本学入学以前に修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(卒業要件等)

第６条　編入生の卒業に必要な単位数及び授業科目等は、編入した年次の在学者と同じにする。

(準用)

第７条　この規則に定めるもののほか、学則その他諸規程を準用する。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学再入学に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第 10 条に基づき、再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

（再入学資格）

第２条　再入学を志願できる者は、学則第 18 条により本学を退学した者あるいは学則第 19 条第２号又は第３号により本学を除籍となった者で当該退学又は除籍の理由が解消している者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、再入学を認めない。

(1) 在学年限の超過により退学となった者

(2) 学則第 57 条第 3 項に定める懲戒により退学となった者

(3) 再入学した後、再び退学又は除籍となった者

（出願できる学科）

第３条　再入学を願い出ることのできる学部・学科は、退学又は除籍時に在籍していた学部・学科（以下「旧学科」という。）とする。ただし、改組等により旧学科が統合又は廃止されている場合は、本学がこれに相当すると認めた学科とする。

（再入学の時期）

第４条　再入学の許可の時期は、学年のはじめとする。

（出願手続）

第５条　再入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類に学則第 34 条に定める検定料を添えて提出するものとする。

(1) 再入学願書（所定様式）

(2) 成績証明書

(3) 健康診断書

(4) 退学又は除籍の理由が解消したことを証明する書類又は説明書

(5) その他本学が必要と認める書類

２　前項の書類は、再入学を希望する前年度の 12 月末日までに提出するものとする。

（選考）

第６条　再入学を志願した者の選考は、書類審査、面接又はその他の方法により行う。

２ 前項の選考方法については、別に定める。

（許可）

第７条　学長は、前条の選考結果に基づき、部局長等会議及び教授会の意見を聴き、再入学を許可することができる。

２　再入学を許可された者には、再入学許可書を交付する。

（既修得単位の取扱）

第８条　再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことが

できる。

（再入学年次、在学年限及び修学年限）

第９条　再入学を許可された者の再入学年次は、その入学資格に応じ次のとおりとし、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　再入学年次は在学した期間及び前条による既修得単位を勘案した相当年次とする。

３　再入学を許可された者の在学年限は、旧学科に在学した期間を含め８年とする。

４　再入学を許可された者の修業年限は、旧学科に修業した期間を含め４年とする。

（学則等の適用）

第10条　学則及びその他諸規則は、再入学した当該年次のものを適用する。

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 3 項の在学年限は平成 28 年度以前入学生については 6 年とする。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学科目等履修生規程

（応募資格）

第１条　本学の科目等履修生を志願する者（以下「科目等履修生志願者」という。）は高卒以上の者またはこれと同等以上の学力を有する女子とする。

外国人留学生については別に定める。

（出願資格）

第２条　科目等履修生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 願書（所定のもの）

(2) 最終学歴の卒業証明書

(3) 履修登録用紙

(4) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願前3か月以内に作成したもの）

(5) 資格取得のための科目等履修生志願者は最終学歴の成績証明書又はその資格に関する成績が入った成績証明書を提出のこと。

（出願期間）

第３条　科目等履修生志願者は、前・後期の所定の期日までに出願しなければならない。

（履修期間）

第４条　履修期間は半期とする。ただし、第3条の手続きを経て、更新することができる。

（履修）

第５条　科目履修は、次により行う。

(1) 履修科目は実習、実験は除くものとする。ただし本学卒業生に限り実習を認めることがある。また、資格科目については、本学の対象学科に準じて認めることとする。

(2) 履修希望科目は、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

(3) 履修可能単位数は年間20単位を超えないものとする。

（授業料等）

第６条　検定料は半期10,000円、登録料は30,000円とし、１年間有効とする。また年度を超えての科目等履修生志願者は、第２条第１号、３号、４号の書類を要する。授業料は１単位あたり12,000円とする。単位を必要としない聴講生の授業料は1単位あたり6,000円とする。ただし行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生にあっては、検定料は半期5,000円、登録料は免除、授業料は1単位あたり8,000円とし、聴講生の授業料は１単位あたり4,000円とする。

２　本学大学院に在籍する学生が科目等履修生として、学部開講の科目を履修する場合、検定料、登録料は免除、授業料は１単位あたり4,000円とする。

３　神戸女子短期大学に在籍する学生が科目等履修生として、学部開講の科目を履修する場合、検定料、登録料及び授業料は免除とする。

４　費用納入後の、科目および科目等履修生の登録辞退の場合は、納入費用の返金はできない。

（補 則）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【規程番号　神女大Ｖ－034】

神戸女子大学転学部転学科に関する規程

この規程は神戸女子大学の転学部・転学科（以下転学科とする）に関する必要な事項を定めるものとする。転学科生の受け入れは各学科に定員の余裕がある場合のみとする。

1（転学科年次）

転学科を希望する１年次修了者は、２年次へ、２年次修了者は３年次への転学を原則とする。

2（検定料）

転学志願者は、所定の期日までに検定料 20,000 円を納付しなければならない。

3（選考方法）

学科毎に転学科試験を行う。

4（単位の認定）

転学科生の単位認定の取り扱いは、教務部の定める基準による。

5（改廃）

この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

6（附則）

この規程は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学研究生規程

（研究生）

第１条　本学において、特定の事項に関し、研究をしようとする者を研究生という。

（出願資格）

第２条　本学の研究生を志願する者（以下「研究生志願者」という。）は学士の学位を有する女子またはこれと同等以上の学力を有すると認められる女子とする。

外国人研究生については別に定める。

（出願期間）

第３条　研究生志願者は、前期の所定の期日までに出願すること。

（出願書類）

第４条　研究生志願者は、次の各号に掲げる書類を提出する。

(1) 願書（所定のもの）

(2) 履歴書および３ヶ月以内に撮影した写真１枚

(3) 所属長の研究志望承認書（在職者のみ）

(4) 最終学歴の卒業証明書・成績証明書

(5) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願３ヶ月以内に作成したもの）

(6) 住民票記載事項証明書

（研究期間）

第５条　研究期間は１年とする。ただし、第３条の手続きを経て、さらに１年の延長を許可することができる。

（選　考）

第６条　研究生は各学科で選考の上、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（研究証明書）

第７条　研究生として１年以上在学した者には、願い出により研究証明書を与える。

（懲　戒）

第８条　研究生の懲戒については、本学学則第 57 条の規定を準用する。

（検定料及び入学金等）

第９条　研究生志願者は、出願時に検定料 10,000 円を納入する。

２　研究生を許可された者は、所定の期日までに入学金 50,000 円を添えて入学手続きを行う。授業料は前・後期に分けて、所定に期日までに各期 150,000 円を納付する。ただし、行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生にあっては、入学金 25,000 円、授業料は半期 75,000 円とする。納付した検定料、入学金及び授業料は、原則として返還しない。学期途中での休学・退学については神戸女子大学学則に準じる。

また、実験・実習費を徴収することがある。またさらに1年の研究生の延長を志願する者は、所定の期日までに検定料10,000円と第4条2号・5号を除く各号の書類を提出する。

（補　則）

第10条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

【規程番号　神女大Ｖ－036】

他大学との単位互換に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第 45 条の 3 に基づき、本学に在学する学生が、本学と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学（以下「単位互換協定大学」という。）の授業科目を履修する場合の、本学内における取扱いに関して必要な事項を定める。

（単位数）

第２条　単位互換協定大学において履修できる単位数は、学則第 25 条第 1 項により認定する。

（履修の許可）

第３条　単位互換協定大学における授業科目の履修を希望する学生は、学長の許可を得なければならない。学長は、部局長等会議の意見を聴き許可を行う。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項に規定する履修の許可は単位認定を前提とし、教育上の有益性を考慮の上、単位互換協定大学の定める条件の範囲内で行うものとする。

（単位の認定等）

第４条　試験、成績評価及び単位の授与は、単位互換協定大学の定めるところによる。

２　単位互換協定大学で修得した単位は、第 2 条に従い、本学の単位として認定する。

（履修の許可及び認定単位の取消）

第５条　次の各号の一に該当する場合、単位互換協定大学と協議の上、授業科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本学又は単位互換協定大学の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 認定単位数の上限超過等の理由により、本学が当該授業科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

（成績の証明）

第６条　成績及び単位修得の証明等は、原則として本学が行う。

（単位互換協定大学での取扱）

第７条　単位互換協定大学での取扱いに関して必要な事項は、当該単位互換協定大学の定めるところによる。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

２　神戸女子短期大学との単位互換に関する規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学における単位互換生受入規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第 45 条の 3 に基づき、本学と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学等の学生が本学における授業科目（以下「単位互換科目」という。）を履修する場合の、本学内における取扱いに関して必要な事項を定める。

（受入れ）

第２条　単位互換に関する協定に基づき、他の大学等に在学する学生が、単位互換科目の履修を希望するときは、教育上支障のない範囲内において、当該学生を受入れるものとする。

２　前項により受入れる学生は、本学構内において開講する単位互換科目にあっては女子に限る。

（受入れ学生の身分）

第３条　前条により受入れる学生の身分は、単位互換生として取り扱う。

（受入れ期間）

第４条　受入れ期間は、当該単位互換科目の履修が継続する学期間とする。

（身分の消失）

第５条　当該学生が所属する大学（以下「所属大学」という。）において、休学、退学又は除籍等の学籍異動があった場合は、その異動日付をもって、単位互換生としての身分を失うものとする。

（単位互換科目）

第６条　履修できる単位互換科目は、別に定める。

２　単位互換科目の履修条件等は、本学の学生に準ずるほか別に定める。

（受入れ人数）

第７条　受入れ人数は単位互換科目毎に、別に定める。

（出願）

第８条　単位互換生として本学の単位互換科目の履修を希望し、所属大学の許可を得た者は、所定の期間内に、出願手続きを行わなければならない。

（選考）

第９条　前条の出願手続きを行った者に対して、必要に応じて選考を行うことがある。

（単位の認定等）

第10条　単位互換科目の試験、成績評価及び単位の授与は、本学の学生に準ずる。

２　本学において修得した単位互換科目の所属大学における単位の認定は、当該所属大学の定めるところによる。

（履修及び単位の取消）

第11条　次の各号の一に該当する場合、所属大学と協議の上、単位互換科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本学又は所属大学の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 所属大学の認定単位数の上限超過等の理由により、本学が当該単位互換科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

（成績の証明等）

第12条　成績及び単位修得の証明等は、原則として所属大学が行う。

（授業料等）

第13条　授業料の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 授業料は徴収しない。

(2) 実習、実技等において特別にかかる費用については、実費を徴収することがある。

（規程の準用）

第14条　単位互換生には、この規程のほか、修業年限、卒業その他学籍異動、学位、資格及び授業料等に関する事項を除き、本学の学則及び規程等を準用する。

（所属大学内における取扱）

第15条　単位互換生の所属大学内における取扱いに関して必要な事項は、所属大学の定めるところによる。

（改廃）

第16条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

1　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　神戸女子大学における神戸女子単位互換生受入規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学外国人留学生に関する科目等履修生規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）のいずれかの学部において、科目等の履修を希望する外国人の受け入れに関し、必要な事項を定め、教育・学術の進展に寄与することを目的とする。

（出願資格）

第２条　本学の科目等履修生を志願する外国人（以下「科目等履修生志願者」という。）は、以下に該当する女子とする。

１　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれと同等の学力を有すると認められた者。

（出願期間）

第３条　科目等履修生志願者は、前・後期の所定の期日までに出願すること。

（出願書類）

第４条　科目等履修生志願者は、次の書類を提出する。

(1) 出願書類（所定のもの）
(2) 出願理由書（所定のもの）
(3) 履歴書および3ヶ月以内に撮影した写真１枚
(4) 最終学校の卒業証明書および成績証明書
(5) 履修登録用紙
(6) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願前3ヶ月以内に作成したもの）
(7) 日本語能力を客観的に証明する書類（出願書類に明記されているもの）
(8) 住民票の写し（提出）および在留カードまたは外国人登録証明書（提示）
(9) 保証人誓約書（所定のもの）

（履修期間）

第５条　履修期間は半期とする。ただし、第3条の手続きを経て、更新することができる。

（履修）

第６条　科目履修は、次により行う。

１　履修科目は実習、実験は除くものとする。ただし、本学卒業生に限り実習を認めることがある。

２　履修希望科目は科目担当者の承認を得て、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

３　履修可能単位数は年間20単位を超えないものとする。

（懲戒）

第７条　科目等履修生の懲戒については、本学学則第57条の規定を準用する。

（検定料及び授業料等）

第８条　検定料は半期10,000 円、登録料は30,000 円とし、１年間有効とする。また年度を超えての科目等履修生志願者は、第２条１、２、５、７、８、９号の書類を要する。授業料は１単位あたり

12,000 円とする。

単位を必要としない聴講生の授業料は1単位あたり6,000 円とする。

ただし、行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生にあっては、検定料は、半期5,000 円、登録料は免除、授業料は1単位あたり8,000 円とし、聴講生の授業料は1単位あたり4,000 円とする。

2　本学大学院に在籍する学生が科目等履修生として、学部開講の科目を履修する場合、検定料、登録料は免除、授業料は1単位あたり4,000 円とする。

3　納付した検定料、登録料及び授業料は、原則として返還しない。

（補則）

第９条　この規程の改廃は、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学外国人留学生に関する学部における研究生規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）のいずれかの学部において、研究を希望する外国人の受け入れに関し、必要な事項を定め、学術交流の促進と学術の進展に寄与することを目的とする。

（出願資格）

第２条　外国人研究生の出願資格は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1) 日本において大学を卒業した者またはこれと同等の学力を有すると認められた者。

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者またはこれと同等の学力を有すると認められた者。

（出願期間）

第３条　本学のいずれかの学部において研究生を志願する者（以下「研究生志願者」という。）は、所定の期日までに出願すること。

（出願書類）

第４条　研究生志願者は、次の各号に掲げる書類を提出する。

(1) 出願書類（所定のもの）

(2) 研究計画概要

(3) 履歴書および3ヶ月以内に撮影した写真1枚

(4) 最終学校の卒業証明書および成績証明書

(5) 出身大学長等による推薦書（書式自由）

(6) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願3ヶ月以内に作成したもの）

(7) 日本語能力を客観的に証明する書類（出願書類に明記されているもの）

(8) 住民票の写し（提出）および在留カードまたは外国人登録証明書（提示）

(9) 保証人誓約書（所定の用紙）

（研究期間）

第５条　研究期間は1年または半年とする。ただし、第3条の手続きを経て、さらに1年の延長を許可することができる。

（選考）

第６条　学部における研究生は当該学科で選考の上、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（研究生証明書）

第７条　研究生として半年以上在学した者には、願い出により研究生証明書を与える。

（懲戒）

第８条　研究生の懲戒については、本学学則第57条の規定を準用する。

（検定料及び入学金等）

第９条　研究生志願者は出願時に検定料10,000 円を納入する。

２　研究生を許可された者は、所定の期日までに入学金50,000 円を添えて入学手続きを行う。授業料は前・後期に分けて、所定の期日までに各期150,000 円を納付する。納付した検定料、入学金及び授業料は、原則として返還しない。学期途中での休学・退学については神戸女子大学学則に準じる。

また、実験・実習費を徴収することがある。またさらに1年の研究生の延長を志願する者は、所定の期日までに検定料10,000 円と第４条３号・４号を除く各号の書類を提出する。

（補則）

第10条　この規程の改廃は、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成24年10月1日から施行する。

２　大学院研究生については別途定める

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。